

ID: 84

担当部署: 環境課

処分の概要	過料		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市公衆便所の設置及び管理に関する条例 第6条		
例 規 番 号	平成17年条例第84号		
【基準】 第6条の規定による。 (過料) 第6条 公衆便所を故意に損傷した者は、1万円以下の過料に処する。			
備考			
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 86

担当部署: 環境課

処分の概要	使用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市火葬場及び火葬施設の設置及び管理に関する条例 第4条		
例 規 番 号	平成17年条例第85号		
【基準】 第4条の規定による。 (使用料) 第4条 火葬施設の使用料は、旭市使用料及び手数料に関する条例(平成17年旭市条例第60号)に定める。			
備考			
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 88

担当部署: 環境課

処分の概要	退場命令等		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市火葬場及び火葬施設の設置及び管理規則 第7条		
例 規 番 号	平成17年規則第86号		
【基準】 第7条の規定による。 (入場の制限) 第7条 市長は、管理上必要と認めたときは、入場を拒否し、又は退場を命ずることができる。			
備考			
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 90

担当部署: 環境課

処分の概要	改善命令等		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市小規模水道条例 第15条		
例 規 番 号	平成25年条例第6号		
【基準】 第15条の規定による。 (改善命令等) 第15条 市長は、小規模専用水道施設が第4条の施設基準に適合しなくなったと認めるときは、当該小規模専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該小規模専用水道施設を改善すべき旨を命ずることができる。 2 市長は、小規模簡易専用水道の管理が第14条の基準に適合していないと認めるときは、当該小規模簡易専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該小規模簡易専用水道の管理に関し、清掃その他の必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。			
備考			
設 定 年 月 日	令和 4 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 91

担当部署: 環境課

処分の概要	給水停止命令		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市小規模水道条例 第16条		
例 規 番 号	平成25年条例第6号		
【基準】 第16条の規定による。 (給水停止命令) 第16条 市長は、設置者が前条の規定による命令に従わない場合において、給水を継続させることが公衆衛生上有害であると認めるときは、当該設置者に対して、その命令に係る事項を履行するまでの間、当該小規模水道による給水を停止すべきことを命ずることができる。			
備考			
設 定 年 月 日	令和 4 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 106

担当部署: 環境課

処分の概要	措置命令		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 第8条第4項		
例 規 番 号	平成17年条例第92号		
【基準】 第8条の規定による。 (資源物の収集等) 第8条 市は、資源物(市が行う家庭系廃棄物の収集において、再利用を目的とし分別して収集する物をいう。以下同じ。)の収集を行い廃棄物の減量に努めなければならない。 2 市内の集積場所に排出された資源物の所有権は、市に属する。 3 市長が指定する者以外の者は、第1項の規定により収集のため集積場所に排出された資源物を収集又は運搬してはならない。 4 市長が指定する者以外の者が前項の規定に違反して資源物を収集又は運搬したときは、その者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。			
備考			
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 107

担当部署: 環境課

処分の概要	一般廃棄物処理手数料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 第13条		
例 規 番 号	平成17年条例第92号		
【基準】 第13条の規定による。 (一般廃棄物処理手数料) 第13条 市長は、一般廃棄物等の処理についての手数料は、旭市使用料及び手数料に関する条例(平成17年旭市条例第60号)に定める額を袋代により徴収する。			
備考			
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 111

担当部署: 環境課

処分の概要	改善命令等		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市環境保全条例 第31条第2項		
例 規 番 号	平成17年条例第98号		
【基準】 第31条の規定による。 (改善命令等) 第31条 市長は、特定施設等に係る騒音又は振動が規制基準に適合しないことにより、その特定施設が設置されている工場等又は特定作業の場所の周辺の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該特定施設を設置している者又は当該特定作業を行う者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、期限を定めて騒音又は振動の防止の方法の改善、特定施設の使用の方法若しくは配置の変更又は特定作業の作業時間の変更を勧告することができる。 2 市長は、第26条第1項又は前項の規定により勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置し、又は特定作業を行っているときは、同条第1項又は前項の事態を除去するために必要な限度において、期限を定めて騒音又は振動の防止の方法の改善、特定施設の使用の方法若しくは配置の変更又は特定作業の作業時間の変更を命ずることができる。 3 前2項の規定は、第24条第1項の規定による届出をした者の当該届出に係る特定施設等については、同項に規定する特定施設等となった日から6か月間は適用しない。ただし、その者が第25条第1項の規定による届出をした場合において当該届出が受理された日から30日を経過したときは、この限りでない。			
備考			
設 定 年 月 日	令和 4 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 112

担当部署: 環境課

処分の概要	改善命令等		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市環境保全条例 第34条第2項		
例 規 番 号	平成17年条例第98号		
【基準】 第34条の規定による。 (改善命令等) 第34条 市長は、第32条第1項の規則で定める区域内において行われる特定建設作業に伴って発生する騒音又は振動が規制基準に適合しないことにより、その特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、期限を定めて騒音若しくは振動の防止の方法の改善又は特定建設作業の作業時間の変更を勧告することができる。 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、同項の事態を除去するために必要な限度において、期限を定めて騒音若しくは振動の防止の方法の改善又は特定建設作業の作業時間の変更を命ずることができる。			
備考			
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 113

担当部署: 環境課

処分の概要	飲食店営業等の騒音に係る改善命令等		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市環境保全条例 第37条		
例 規 番 号	平成17年条例第98号		
【基準】 第37条の規定による。 (飲食店営業等の騒音に係る改善命令等) 第37条 市長は、飲食店営業等に係る深夜等(午後7時から翌日の午前6時までの間をいう。次条において同じ。)における騒音(客の出入りに伴う騒音を含む。以下この条において同じ。)が規制基準に適合しないことにより、当該騒音を発生する場所の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、当該営業を行う者に対し、期限を定めて、当該騒音の防止方法の改善、当該営業の時間の制限その他必要な措置を講ずることを命ずることができる。 2 市長は、前条の規定に違反していることにより、当該騒音を発生する場所の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、当該営業を行う者に対して、期限を定めて、当該違反行為の停止、当該営業の時間の制限その他必要な措置を講ずることを命ずることができる。			
備考			
設 定 年 月 日 令和4年4月1日 最 終 変 更 年 月 日 年 月 日			

ID: 114

担当部署: 環境課

処分の概要	計画の変更又は廃止命令		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市環境保全条例 第45条第2項		
例 規 番 号	平成17年条例第98号		
【基準】 第45条の規定による。 (計画変更勧告等) 第45条 市長は、第41条第1項、第42条第1項又は前条第1項の規定による届出があった場合において、この届出に係る特定施設又は特定作業(以下「特定施設等」という。)に係る悪臭が規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設等の構造若しくは使用の方法又は悪臭の防止方法(以下「特定施設等の使用の方法等」という。)に関する計画の変更又は廃止を勧告することができる。 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったときは、その届出に係る特定施設の使用の方法等に関する計画の変更又は廃止を命ずることができる。 3 前2項の規定による勧告又は命令を受けた者は、当該勧告又は当該命令に従い、当該措置を講じたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。			
備考			
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 115

担当部署: 環境課

処分の概要	改善命令等		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市環境保全条例 第50条第2項及び第3項		
例 規 番 号	平成17年条例第98号		
【基準】 第50条の規定による。 (改善勧告等) 第50条 市長は、特定施設等に係る悪臭が規制基準に適合しないと認めるときは、当該悪臭を発生、排出又は飛散させる者に対し、期限を定めて当該特定施設等の使用の方法等の改善を勧告することができる。 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったときは、期限を定めて当該特定施設等の使用の方法等の改善を命ずることができる。 3 市長は、前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、審議会の意見を聴いて当該特定施設の使用又は当該特定作業の一時停止を命ずることができる。 4 第1項及び第2項の規定は、次条第1項の規定による届出をした者について、その届出に係る事故についての復旧工事に必要と認められる期間は、適用しない。 5 第1項から第3項の規定は、第43条第1項の規定による届出をした者の当該届出に係る特定施設等については、同項に規定する特定施設等となった日から6か月間(規則で定める施設等である場合にあっては、1年間)は、適用しない。ただし、その者が第44条第1項の規定による届出をした場合において当該届出が受理された日から60日間を経過したときは、この限りでない。			
備考			
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 116

担当部署: 環境課

処分の概要	屋外燃焼行為に係る改善命令等		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市環境保全条例 第52条第2項		
例 規 番 号	平成17年条例第98号		
【基準】 第52条の規定による。 (屋外燃焼行為の禁止) 第52条 何人も、ゴム、硫黄、ピッチ、皮革、合成樹脂その他焼却の際著しく悪臭又はばい煙(大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第1項に規定するばい煙をいう。)を発生するおそれのある物質を屋外において焼却させてはならない。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第16条の2第1号から第3号まで及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第14条に定めのあるものは、この限りでない。 2 市長は、前項の規定に違反して屋外における燃焼行為が行われていることにより、その周辺の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該違反行為を行っている者に対し、必要な警告を発し、又はその事態を除去するために必要な限度において、施設の改善その他必要な措置を講ずることを命令することができる。			
備考			
設 定 年 月 日	令和 4 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 117

担当部署: 環境課

処分の概要	勧告履行命令		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市環境美化推進に関する条例 第12条第1項		
例 規 番 号	平成17年条例第99号		
【基準】 第12条の規定による。 (命令及び公表) 第12条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。 2 市長は、前項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、その旨及び当該命令の内容を公表することができる。			
備考			
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 118

担当部署: 環境課

処分の概要	過料		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市環境美化推進に関する条例 第16条		
例 規 番 号	平成17年条例第99号		
【基準】 第16条の規定による。 (罰則) 第16条 第12条第1項の規定による命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。			
備考			
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 119

担当部署: 環境課

処分の概要	安全基準に適合しない土砂等による土地の埋立て等に対する措置命令等		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例 第7条第2項及び第3項		
例 規 番 号	令和2年条例第27号		
【基準】 第7条の規定による。 (安全基準に適合しない土砂等による土地の埋立て等の禁止等) 第7条 何人も、安全基準に適合しない土砂等を使用して、土地の埋立て等を行ってはならない。 2 市長は、土地の埋立て等に安全基準に適合しない土砂等が使用されているおそれがあると認めるときは、当該土地の埋立て等を行っている事業主等に対し、直ちに当該土地の埋立て等を停止し、又は期限を定めて現状を保全するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 3 市長は、土地の埋立て等に安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、速やかに当該土砂等及び当該土地の埋立て等が行われ、又は行われた場所の土壤に係る情報を住民に提供するとともに、当該土地の埋立て等を行い、又は行った事業主等に対し、期限を定めて当該土地の埋立て等に使用された土砂等(当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。)の全部若しくは一部を撤去し、又は当該土地の埋立て等による土壤の汚染を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。			
備考			
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 123

担当部署: 環境課

処分の概要	措置命令等		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例 第29条		
例 規 番 号	令和2年条例第27号		
【基準】 第29条の規定による。 (措置命令等) 第29条 市長は、特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定事業を行う第9条第1項の許可を受けた事業主等に対し、当該特定事業を停止及び当該土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 2 市長は、第9条第1項又は第16条第1項の規定に違反して特定事業を行った事業主等に対し、期限を定めて、当該特定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。			
備考			
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 124

担当部署: 環境課

処分の概要	特定事業許可の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例 第30条第1項		
例 規 番 号	令和2年条例第27号		
【基準】 第30条の規定による。 (特定事業許可の取消し等) 第30条 市長は、第9条第1項の許可を受けた事業主等が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて当該許可に係る特定事業の停止を命ずることができる。 (1) 第7条第2項又は第3項の規定による命令に違反したとき。 (2) 第9条第1項の許可に係る特定事業を引き続き1年以上行っていないとき。 (3) 偽りその他不正の手段により第9条第1項、第16条第1項又は第27条第1項の許可を受けたとき。 (4) 第15条第1項第1号オ若しくはケに該当するに至ったとき又は第9条第1項の許可を受けた当時第15条第1項第1号オ若しくはケに該当していたことが判明したとき。 (5) 第15条第1項第1号カからクまで(同号オに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至ったとき又は第9条第1項の許可を受けた当時第15条第1項第1号カからクまで(同号オに係るものに限る。)のいずれかに該当していたことが判明したとき。 (6) 第9条第2項(第16条第7項において準用する場合を含む。)の条件に違反したとき。 (7) 第16条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を当該許可を受けないで変更したとき。 (8) 第20条から第23条まで及び第37条第2項の規定に違反したとき。 (9) 第28条第1項の規定により第9条第1項の許可を受けた事業主等の地位を承継した者が当該地位を承継した際、第15条第1項第1号アからケまでのいずれかに該当するとき。 (10) 前条の規定による命令に違反したとき。 2 前項の規定により許可の取消しを受けた事業主等は、当該取消しに係る特定事業に使用した土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。			
備考			
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 125

担当部署: 環境課

処分の概要	廃止、完了、終了又は取消しに伴う義務違反に対する措置命令		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例 第31条		
例 規 番 号	令和2年条例第27号		
【基準】 第31条の規定による。 (廃止、完了、終了又は取消しに伴う義務違反に対する措置命令) 第31条 市長は、第24条第6項、第25条第5項、第26条第5項又は第30条第2項の規定に違反した事業主等に対し、その特定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。			
備考			
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 126

担当部署: 環境課

処分の概要	手数料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例 第38条		
例 規 番 号	令和2年条例第27号		
【基準】 第38条の規定による。 (手数料) 第38条 第9条第1項、第16条第1項又は第27条第1項の許可を受けようとする者は、旭市使用料及び手数料に関する条例(平成17年旭市条例第60号)に定めるところにより手数料を納付しなければならない。			
備考			
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日